

## 第二種金融商品取引業における勧誘方針

株式会社クレディセゾン

当社は、お客様本位の勧誘を行うために、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」第10条に基づき、以下のとおり勧誘方針を公表いたします。

### 1. 適正な勧誘

- (1) お客様の金融商品に関する知識、投資経験、投資目的及び財産の状況等を十分に把握し、お客様の意向と実情に適した勧誘を行うよう努めてまいります。
- (2) お客様が、ご自身の判断と責任で適切な投資判断をしていただけるよう、提供する商品の内容やリスク等について十分な説明を行うよう努めてまいります。
- (3) お客様に対し、虚偽の事項を告げること、不確実な事項を断定的に表現する等、お客様のご判断を誤らせるような不適切な勧誘はいたしません。
- (4) 電話や訪問による勧誘は、お客様のご迷惑となる時間帯や場所では行いません。

### 2. 勧誘の適正の確保

- (1) 適切な勧誘が行われるよう、役職員に対し十分な研修を行います。また、役職員は、個々においても知識の習得、研鑽に常に努めてまいります。
- (2) 金融商品取引法及び関係法令諸規則の遵守・徹底を確保するための社内体制の整備・強化に努めてまいります。
- (3) お客様からのご意見には素直に耳を傾けてまいります。